

令和2年 第4回

陸別町教育委員会会議録
(公開用)

自 令和2年3月16日

至 令和2年3月16日

陸別町教育委員会

令和2年 第4回 陸別町教育委員会会議録				
招集の場所	陸別町役場 3階 委員会室			
開閉会日時 及び宣告	開会	令和2年3月16日 午前9時23分	教育長	有田 勝彦
	閉会	令和2年3月16日 午前10時25分	教育長	有田 勝彦
委員の出席 及び欠席 ○出席を示す ×欠席を示す	教育長	有田 勝彦	○	出席 4人 欠席 0人
	教育長職務代理者	西岡 愛則	○	
	委員	小木 育子	○	
	委員	後藤 和美	○	
会議録署名委員	後藤 和美			
説明のため会議 に出席した 者の職氏名	次長	空井 猛壽	主任主査	遠藤 克博
	主幹	北村 正利	主任主査	大鳥居 仁
	所長	津幡 恵一		
職務のため会議に 出席した者の職氏名	主任	角谷 亮輔		
会議に付 した事件	議案第13号-陸別町給食センター条例施行規則の一部を改正する規則			
	議案第14号-陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程			
	議案第15号-陸別町スポーツ推進委員の委嘱について			
	議案第16号-学校職員の人事異動に係る内申について			
会議の経過	別紙のとおり			

◎開会宣告

○有田教育長 　　ただいまより、令和2年第4回陸別町教育委員会会議を開会します。

◎会議録署名委員の指名

○有田教育長 　　本日の会議録署名委員は、後藤委員にお願いいたします。

◎事務報告

○有田教育長 　　事務報告を行います。事務局から説明をお願いします。

○北村主幹 　　それでは、議案の1ページをお開きください。

事務報告、3月3日から3月15日までの分でございます。管理関係のみとなりますが、報告をさせていただきます。

3月3日、第2回の臨時の校長教頭会議を委員会室で行っております。

それから4日ですけれども、新型コロナウイルス感染症に対する教育長との意見交換ということで、教育長が帯広市に出向いております。

6日、これは定例ですけれども、第12回の校長教頭会議を行っております。

10日から13日まで陸別町議会の3月定例会が行われています。同じ日ですけれども、10日と11日に小・中学校で分散登校が行われております。

13日、陸別中学校の第73回の卒業式ということで、卒業生、保護者、教員だけの、在校生なしの卒業式でございました。通常1時間ぐらいかかるところだと思っておりますけれども、私は出席したのですが、30分ぐらいで終わったということでございます。

管理関係は以上です。

○有田教育長 　　大鳥居さん。

○大鳥居主任主査 　　皆さんのお手元に、カラー刷りの冊子お配りしております。冒険・体感inとうきょうのしおりですね、それをまとめた本をお帰りになってからでもお読みいただければと思います。

○空井次長 　　それでは、引き続きまして、今後の予定であります。

本日ではありますが、13時30分から臨時の校長教頭会議を開催する予定としております。

明日17日、公立高校の合格発表があります。今回の合格発表につきましては、この新型コロナの関係もありまして、学校での掲示はなくなりまして、ホームページ上だけの合格発表

となっておりますを申し添えます。

18日ですが、第4回目の教育支援委員会を開催する予定であります。

令和2年4月1日から、新たに入級になるであろう新5年生が転入することになっておりまして、その児にかかる教育支援委員会を開催する予定であります。

19日には、十勝教育局の義務教育指導監が教育委員会訪問ということで陸別にいらっしやいます。学校等の訪問も同時に行われる予定です。同日夜となりますが、第4回目の学校運営協議会を開催いたします。

23日ですが、小・中学校の分散登校2回目となりますけれども、これにつきましては、修了式を兼ねて行うということで、在校生のみの出席で行われます。

翌24日は、第110回目の陸別小学校卒業式ということで、略式ではありますが、行われるということになっております。

27日、1ページ目の一番下にありますが、27日につきましては、教職員の離任式を行いたいと考えております。会場につきましては、委員会室で開催をする予定となっております。略式で行いますが、教育委員の皆さんにおかれましては、都合のつく限り御出席をいただければと思いますので、よろしくお願いします。

続いて2ページ目をごらんください。

4月3日ではありますが、教職員の着任式を開催する予定としております。現時点で、例年どおりの執行としたいと考えておるところですが、新型コロナウイルス感染症の動きによっては、また着任式の持ち方を考えなければならないなというところではありますが、現状、例年どおりの執行を考えております。同日の4月3日には、着任式終了後、第1回目の校長教頭会議を開催する予定としております。

4月8日ではありますが、小・中学校の入学式を開催する予定であります。こちらの両校の式の持ち方につきましては、今日午後から臨時の校長教頭会議を開催しますが、この方向性を確認していきたいということを考えているところでございます。

以上、簡単ですが、今後の予定と、説明とさせていただきます。

○有田教育長　　ただいま、事務報告について質疑を行います。質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

◎報告事項

○有田教育長　　それでは、次に報告事項に入ります。

報告事項1、新型コロナウイルス感染症対策について報告をいたします。

事務局より報告をお願いします。

○空井次長　　レジュメとは別冊で、第4回教育委員会会議資料ということで、新型コロナウイルス感染症関連という資料をごらんください。

1枚めくっていただきまして、1ページ目、2ページ目、3ページ目につきましては、これまでの時系列で御報告をさせていただいているものです。前回の会議、3月3日の第3回目の教育委員会会議で2日分までは御説明させていただきましたので、3日以降の動き、経過について簡単に御説明したいと思います。

3月3日、教育委員会の会議後、臨時の校長教頭会議を開いております。あわせて3月6日も、定例であります。校長教頭会議を開きまして、この2回の会議で、分散登校の持ち方等々について協議をさせていただいたところでございます。3月6日につきましては、この休業期間中の学習の素材でありますとか、分散登校日の考え方、卒業式の考え方等、学校から通知が出されましたので、それをあわせて各家庭に郵便で資料を配付させていただいたところでございます。

先ほどの事務報告でありましたが、3月10日、11日と、小・中学校では分散登校を行いました。13日金曜日には、中学校の卒業式、略式ではありますが、開催をされたところでもあります。

この資料の4ページ目から6ページ目まで、3月6日に学校から発出した文書を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと考えております。

続いて、3ページ目にお戻りいただきまして、今後の日程になりますが、3月23日につきましては、修了式を兼ねた分散登校、24日には小学校の卒業式、こちらも略式で行われる予定となっております。

それで、年度末の休業、春休みが3月24日から4月7日までということでもあります。

参考までに、7ページ以降に、10日、11日に行いました分散登校の児童生徒の登校の様子を掲載しておりますので、後ほど御確認をいただければと思います。

以上、新型コロナウイルス感染症対策に関する報告とさせていただきます。

以上です。

○有田教育長 ありがとうございました。

今、報告がありましたけれども、特に資料の中で、7ページから、それから今度10ページまで、小・中学校児童生徒の登校日の出欠が出ておりますけれども、これについてはこの場だけということで、部外秘ということをお願いします。誰が行ったとか行かないとかという話にはなりませんので、分散登校は出席扱いにもなりませんので、各自の判断で登校する、しないということですので、他に漏れないようによろしく願いいたします。

今、事務局のほうからありました分散登校については、一応、以前の教育委員会会議でもそういう方向性ですというお話しした後、校長教頭会議の中で最終決定をいたしました。これは、道のほうからの要請を基本的に受けた中で、陸別町の判断と。特に、卒業式等については、保護者についても出席をしないよというのが本来の通知でありますけれども、ただ小規模校については、感染予防対策をすれば出席もよろしいですよということでもありますので、それに従いまして、陸別町といたしましては、出席を認めているというところでもあります。

今後は23日に卒業生以外の児童生徒、24日には最後小学6年生の卒業式を兼ねた登校日という形で実施をするということでもあります。

まず、この部分について、何か教育委員さんのほうから、特に何か御意見等あればと思いますけれども、皆さんどうですか。

なかなかやむを得ないかなというふうにも思っております。今日も午後から校長教頭会議を臨時で開いて、今後のその日程、取り扱い等について最終確認をして、意思決定をしていきたいというふうに思っているのですが、今の段階でいうと、なかなか国も特措法の改正をしていますけれども、非常事態宣言出るまではしていないというところでもあります。完全にこう、終息宣言が出ている状況でもないということで、今日の午後からの議題といたしましても、入学式ぐらいまでは、卒業式と同程度の対応にならざるを得ないかなと。ただ、在校生についての対応について、ちょっと最終的な確認をしていかなければならないかなということ考えております。

委員さんのほうから、その辺について何か御意見等ございますか。西岡委員、対象者になりますけれども。

○西岡委員 入学式以降というのは、まだ全然、どういうふうになるかというのは。

○有田教育長 そうですね。今、懸念しているのは、カレンダーで4月8日水曜日が入学式で、大抵はその週の日曜日に参観日を行い、PTA総会をやっているのですけれども、この12日の保護者が一堂に集まるのは、ちょっと時期的に早いのではないかということで、今日の中では19日から26日か、せめて1週ぐらいはずらしてやったほうがいいのではないかという考え方をしております。これもある程度早く決めておかないと、PTAの皆さんも都合もあるだろうということで、タイミング的には決定していきたいなというふうに思っています。

○西岡委員 ある程度、道教委からもそういう指示というのはあるだろうね。

○有田教育長 そうですね。卒業式まである程度通達が来ているのですけれども、新年度に向けてのというのは、特にまだこれだというのは来ていないということですが、一応こちらとしては、先読みをして。

○西岡委員 通知が来れば、それに従うという感じで。

○有田教育長 そうですね。もういいよと、普通にやっていいよというのならあれですけれども、ただ、特に小学校あたりはいろいろ準備だとかありますので、急に言われても対応がやはり難しいです。総理大臣も、急に卒業式いいよと言っても、もう終わっているところもあるし、今更準備無理ですよというのもあって、直前に言われてもということはあるので、ただ意識としては、こういう自粛ムードということで、おおむね皆さんの了解も得られているのかなという気はしています。

そうしたら、こちらのほうについてはよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○有田教育長 またもし何かあれば、いろいろ御連絡したいと思いますので、よろしくお願

いたします。

それでは、次に、次第にはないのですけれども、私からの業務報告ということで、報告をしたいというふうに思います。

(別冊「教育長業務報告」について教育長より報告)

◎議案審議

○有田教育長 議案審議に入ります。

議案第13号、陸別町給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長 議案第13号、陸別町給食センター条例施行規則の一部を改正する規則であります。陸別町給食センターにおける安定した給食提供及び効率的な給食費の徴収を図るため、所要の改正を行おうとするものであります。

陸別町給食センター条例施行規則の一部を次のように改正するものであります。この後の説明につきましては、議案4ページ目の新旧対照表を用いて御説明をさせていただきたいと思っております。

今回のこの条例の施行規則の改正につきましては、大きく給食費、これは賄い材料費相当分を保護者からいただくという部分の給食費の改定、それと給食費の納付に関する規定の一部を改正しようとする二段構えの改正となっております。

まず、1点目の改正であります。新旧対照表の第6条であります。右側が現行の規則、左側が改めようとする規則であります。現行、給食費につきましては、資料記載のとおり、小学校においては240円、中学校290円、保育園児160円、保育所職員200円、その他の方について290円ということで給食費を定めているところでございますけれども、先般、令和2年度予算の説明の中でも若干触れておりますが、平成27年度のオープン以来、給食費についてはこれまで据え置いてきたという経過があります。そんな中でも、賄い材料費につきましては、高騰しているということもあり、あわせまして昨年10月からの消費増税等の影響もあることから、今回、給食費に関して一律約5%になりますが、値上げをさせていただこうとする中身でありまして、小学校においては252円、中学校305円、保育園児168円、保育所職員210円、その他305円と改めようとするものであります。こちらが第6条の改正に係るものです。

続いて、第7条であります。第7条につきましては、第6条の給食費の納付に関する規定が書かれているものであります。今回、この給食費、第6条の改定にあわせまして、第7条のほうもわかりやすく項立てを変えて変更しようとするものでありまして、現行の第7条を第7条第1項、第2項と二つの項に改めまして、第7条第1項については給食費の年額の求め方を

規定し、第2項においてその納入方法を定めるということで、現行1項でまとめられていたものを二つの項に分割をして、わかりやすい表現に変えようとするものであります。

それでは、左側の「新」のほうをごらんいただきたいと思います。第7条の規定であります。「給食費の年額につきましては、第5条で規定する年間実施日数を乗じて得た額とする」ということで、ちょっとここに第5条の規定はありませんけれども、第5条につきましては、「小・中学校においては200日、保育所については220日を年間実施日数として給食費に同日数をかけた額」が給食費の年額ということになります。この規定につきましては、中身、第1項を二つに分割したということだけでありまして、実質的な規定の改正はありません。

第2項におきまして、今度は第1項で求めた年間の給食費の年額をどのように納めるかということですが、こちらにつきましても、現行どおり5月から翌年2月までの10カ月を納入月として導入することとします。なお、100円未満の端数が生じた場合は、これを切り上げ、最終の納入において調整をするという規定です。こちらにつきましては、現行規定の考え方と変わりはないというところであります。

今回の改正しようとするところは第2項のただし書きです。「ただし、教育長が特に必要と認めるときはこの限りではない」ということで、こちらにつきましては、基本的には5月から2月までの10カ月を納入月として納入いただくこととなりますけれども、必要に応じてこれの納入回数を弾力的に運用できるように今回改定をさせていただこうとするものであります。これにつきましては、皆さん御承知のとおり、学校給食費につきましては、児童生徒、それから保育所の皆さんからは、実質的に給食費をいただいているという実態もありまして、それらの円滑な事務処理を考えた上で、この10回を納入月とすることよりも、もっと事務的にスムーズに移行できる回数があれば、そちらの回数で納入回数を決めて事務処理を進めていくということも含めてありまして、こちらにつきましては、その必要な都度、教育長の決裁をいただきながら、適切に運用していきたいという考え方でありまして。

続いての第3項につきましては、給食費は納入月の25日までとするということで、これも現行と変わりはありません。

ということから、今回の改正につきましては、給食費の額の改正と、給食費の納入方法の改正について提案をさせていただくものでございます。

議案の3ページに戻っていただきまして、附則を申し上げます。この規則は、令和2年4月1日から施行するとするものであります。

以上、簡単ですが、議案第13号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○有田教育長　それでは、議案第13号の質疑を行います。質疑はありますか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第13号について、原案のとおり決定することに御異議あり

ませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第13号は原案のとおり決定いたしました。

次に議案第14号、陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程を議題といたします。

事務局より提案理由の説明をお願いします。

○空井次長　議案第14号、陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を改正する規程であります。

道立学校職員の自家用車の公用使用に関する要綱の規定に基づきまして、所要の改正を行おうとするものであります。

陸別町立学校職員の自家用車の公用使用に関する規程の一部を次のように改正するものであります。

議案6ページ目をごらんください。こちらには、新旧対照表を掲げております。こちらを用いて御説明をさせていただきたいと思っております。

まず、現行規程の右側「旧」とある欄をごらんください。第2条では、用語の定義として自動車の定義があるわけですが、現行規程につきましては、ここにありまして、「職員又は職員と生計を一にする親族が所有するもの」とするというので、あくまでも所有者が、職員又は職員と生計を一にする親族であることが要件となっているのが現行の規定となっております。車検証を見ますと、所有者欄と使用者欄というのがあります。例えばの例であります。ローンで車を購入した際、所有者についてはディーラーさんとなるのが多分多いと思われ、現行規程でいきますと、例えばローンで購入したような場合については、所有者欄が職員もしくは生計を共にする親族ではないことが多々あるかと思えます。実際、この規程の運用上、実際に所有者となっていない車も現実的にありますことから、今回学校要綱も踏まえて、この「所有」とあるところを、道立学校、道職員の旅費に関する条例というのが北海道にはあるわけですが、こちらの条項を引用させていただきまして、今回「所有」という文言にかかわらず、幅広に車が公用利用できるという規程に改めようとする内容が今回の改正であります。

表の左側「新」とある欄の第2条をごらんください。ここでは、まず自家用車とはということで、道路運送車両法の第2条第2項、こちらは自動車の規定が書かれております。実は、北海道の条例の中には、「及び」以降、「同条第3項に規定する原動機付自転車」、こちらの規定も実は道の条例の中に盛り込まれておりますことから、こちらにつきましても今回の改正にあわせて、道の条例に準じる形で改正をしたいということで、新たに道路運送車両法の第2条第3項に規定する原動機付自転車も含めるという内容がまず1点目であります。

続いて、今度は車の所有者等に関するところでありますが、今回、「職員、職員の配偶者又は北海道職員等の旅費に関する条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族の所有又は使用」ということで、今回「使用」の文言を追加するものであります。ちなみに、この北海道職員の

旅費に関する条例第2条第1項第6号に規定する扶養親族でありますけれども、同条例の規定によりますと、子供、職員の子供です、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹、それに職員の配偶者の父母及び祖父母を指しているものでありまして、これらの方々が、職員を含め、職員の配偶者も含め、「所有又は使用している者を公用使用に利用できる」という規定に改め、車両の守備範囲と申しましょうか、使用範囲を今回拡大し、実態にあわせた規程にするという内容のものであります。

それでは、議案書5ページ目に戻っていただきまして、附則であります。この規則は、公布の日から施行する。

以上、簡単ですが、議案第14号の御説明とさせていただきます。以降、御質問によってお答えいたしますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○有田教育長　それでは、議案第14号の質疑を行います。

小木委員、何か。

○小木委員　この車1台増えることですか。ではなくて。

○空井次長　規定としては、普段通勤に利用する車という言い方になっていますので、複数台数は基本的にはないということです。

○有田教育長　ほかありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、議案第14号について、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○有田教育長　なしと認めます。それでは、議案第14号は原案のとおり決定いたしました。

次の議案ですが、議案第15号については、附属機関の委員の任命に関する事項、それから議案第16号については、学校職員の人事にかかわる事項でありますので、陸別町教育委員会会議規則第7条の2第2号及び第3号の規定により、非公開としたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長　それでは、非公開といたします。

(以下、非公開)

○有田教育長　これより、会議を公開いたします。

◎その他の事項

○有田教育長　次に、その他に入ります。教育委員の皆さんのほうから、その他何かございませんか。

(「なし」の声あり)

○有田教育長 よろしいですか。事務局のほうはありませんか。

(「なし」の声あり)

◎閉会宣告

○有田教育長 それでは、皆さんないようでありましたので、以上をもちまして、令和2年第4回陸別町教育委員会会議を閉会いたします。

閉会 午前10時25分

陸別町教育委員会会議規則第19条の規定により署名する。

会議録署名委員 後藤和美

会議録作成職員 角谷亮輔